(目的)

第1条 この要綱は、市民の郷土愛の醸成を図ることを目的に策定したシティ プロモーション基本方針の趣旨に則り、知多市シティプロモーション法被及 びのぼり旗(以下「法被等」という。)をコミュニティやボランティア団体 等の活動の中で使用する場合の取扱いについて必要な事項を定める。

(使用の申請)

- 第2条 法被等を使用する者は、法被等使用申請書 (第1号様式。以下「申請書」という。)を知多市長(以下「市長」という。)に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 申請書は、使用日の3か月前から1日前までの間に提出しなければならない。 ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市の職員が法被等を使用しようとするときは、あらかじめ秘書広報課長に、用途、使用期間、使用数量を申請し、その許可を受けるものとする。

(使用の許可)

(使用期間)

- 第3条 市長は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに 該当する場合を除き、法被等の使用を許可する。
 - (1) 知多市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
 - (2) 法被等の正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
 - (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援若しくは公認しているような 誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が法被等の使用について不適当であると認めるとき。
- 2 前項の許可は、法被等使用許可書(第2号様式)をもって行う。
- 第4条 法被等の使用期間は、貸出日から返却日までの期間を通算して7日間

以内とする。ただし、市長が特別に認めた場合は、この限りでない。

(使用料)

第5条 法被等の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

- 第6条 第3条の規定による使用の許可(以下「使用許可」という。)を受け た者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 許可された用途のみに使用すること。
 - (2) 使用期間を遵守すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に付した条件に従って使用すること。

(使用許可の取消し)

第7条 使用許可を受けた者が、前条の各号に掲げる事項を遵守しなかったとき、又はこの要綱に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合において、使用許可を受けた者に損害が生じても、市長はその責を負わない。

(原状復帰)

- 第8条 法被等を汚損したときは、使用許可を受けた者の責任により補修又は クリーニングを行い、原状に復さなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が、法被等の補修又はクリーニングを求めたときは、使用許可を受けた者はこれに従わなければならない。

(市長の責任)

第9条 法被等の使用により、使用許可を受けた者が被った損害については、 市長は一切その責を負わない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、法被等の使用の取扱いに係る必要な 事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年8月21日から施行する。

法被等使用申請書

			四灰牙口	C / 13 · 1 · 14	Ħ		
矢	中多市長	様					
				申請者	(団体	本名等)	
				<u>住所</u>			
				代表	者名		
				電話	番号		
				<u>担当</u>	者名		
下記のとおり、法被等を使用したいので、申請します。							
				記			
1	使用用途						
2 使用物及び数量							
	(1) 法被 枚 (30枚まで)						
(2) のぼり旗 本 (30 本まで) (台付き・台なし) ※他の使用等により、貸出し可能数量が変わる場合があります。							
3	使用期間						
	貸出日	年	月	日 ()		
	返却日	年	月	日 ()		
※貸出日から返却日までの期間は7日間以内とする。							
	※休日	及び時間外の	貸出し及び	返却は不	可とう	する。	

4 添付書類(企画書等あれば添付してください)

年 月 日

法被等使用許可書

様

知多市長

年 月 日付けで申請のありました法被等の使用については、下記のとおり許可します。

記

1 貸出期間 年 月 日() ~ 月 日() ※使用取扱要綱を遵守の上、丁寧にお取扱いください。